

社会福祉法人夢咲福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人夢咲福社会(以下「本会」という。)の理事、監事及び評議員の報酬等について定款第八条及び第二一条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(役員の報酬)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。

2 前項にかかわらず役員及び評議員が「理事・監事会」又は「評議員会」出席以外で法人の運営のために、その業務に当たった場合においては、1日につき5,000円を支払うものとする。ただし、当該業務が1時間を超えない場合は、費用弁償として2,200円を支払うものとする。なお、1年間に支払う報酬の総額は定款第八条に定める額を超えないものとする。

3 役員及び評議員がその職務のため、理事会・監事会又は評議員会に出席した場合には、費用弁償として2,200円を支払うものとする。ただし、当該職務を行うための交通費の実費が、前項の報酬の額を超える場合には、当該交通費についてその実費を旅費として支払うものとする。

(報酬の支払い)

第4条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則 この規程は、平成17年3月22日から施行する。

付 則 この規程は、平成29年6月24日から施行する。

付 則 この規程は、令和2年12月10日から施行する。